

# 確認検査業務手数料規程

九州住宅保証株式会社

# 確認検査業務手数料規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「九州住宅保証株式会社確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、九州住宅保証株式会社(以下「九州住宅保証」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

## (建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第46条に規定する建築物に関する確認申請手数料は、確認申請一件につき別表第1に定める額とする。

- 2 前項の規定において、構造計算が必要な建築物で、当該申請が複数棟である建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分における各部分を含む。)の確認申請手数料は、構造強度に係る国土交通大臣の認定を受けている建築物を除き、別表第1において適用される手数料の額の20%に構造計算上の棟数から1を控除した数に乗じて得た額を加算する。

### (抹消)

- 3 確認申請に係る建築計画において、避難安全検証法他別表第2に定める設計、又は構造計算方法による場合の手数は、同表に定める額を第1項の規定による手数料の額に加算する。
- 4 第1項の規定により適用する別表第1の床面積の合計は、次の各号に定める区分に応じた面積について算定する。
  - (1) 建築物を建築する場合(次3号に掲げる場合及び移転の場合を除く。)  
当該建築に係る部分の床面積
  - (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を九州住宅保証以外から受けている場合  
前号と同じ
  - (3) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を九州住宅保証から受けている場合  
当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2、ただし、床面積が増加する部分を含む場合は、当該増加する床面積を加算する。  
当該計画の変更が構造強度に係る審査を要する場合で複数棟に係る場合は、第2項の規定を適用する。  
この場合、当該変更があり構造強度に係る審査を要することとなる棟を対象として算出した額を加算する。  
当該変更が避難安全検証法等別表第2に掲げる設計方法を適用する場合は、第4項の規定を適用する。
  - (4) 九州住宅保証が確認審査中であった建築物の計画を取り下げて概ね同一の計画を再申請し、建築物を建築する場合  
前号と同じ。ただし、構造方法を変更する場合は第1号の規定による。
  - (5) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く)  
当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積。
  - (6) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合  
当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2。
- 5 第3項の規定により適用する別表第2-1の対象床面積の合計及び別表第2-2の対象面積は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、前項第3号に該当する場合で、当該別表に掲げる設計方法等に係る建築物の部分において変更がないものであるときは、第3項の規定から除外する。
  - (1) 別表第2-1、及び別表2-3の対象床面積の合計は、適用する設計、又は構造計算方法に係る建築物の部分の床面積(対象床面積)の合計について適用する。
  - (2) 別表第2-2の特定天井等の面積は、適用する検証方法に係る建築物の部分の水平投影面積(対象面積)について適用する。当該対象部分が複数箇所ある場合は、それぞれの箇所の水平投影面積(対象面積)について適用し、算出した額を合算する。(当該複数箇所のうち、水平投影面積、天井の高さ、構造方法等諸条件が同一で、同一の構造計算書となる場合を除く。)

### **(既存不適格建築物への遡及適用等がある増築等の確認の申請手数料)**

- 第3条 既存の建築物に構造関係規定の遡及適用がある等、既存の建築物の部分の構造耐力に係る審査を要する増築等の確認申請に係る手数料は、当該確認申請における増築等に係る建築物の床面積の合計と、当該既存の建築物の部分の床面積の合計の面積とを合計した面積により、別表第1-5～第1-7を適用する。
- 2 前項の規定において、既存の建築物の部分の構造関係規定に係る審査以外の審査を要する増築等の確認申請に係る手数料は、当該確認申請における増築等に係る建築物の床面積の合計と、当該既存の建築物の遡及適用部分の床面積の合計とを合計した面積により別表第1-6～第1-7を適用する
  - 3 既存の建築物の部分と合わせて別表第2に定める設計方法による増築等の確認申請手数料は、既存の建築物の部分を含む当該設計方法が適用される建築物の部分の床面積の合計を対象床面積として、前条第4項の規定を適用する。

### **(建築物に関する確認申請取下げ手数料)**

- 第4条 九州住宅保証が確認審査中であった建築物の計画を取り下げる場合の確認申請取下げ手数料は、第2条第4項第4号に定める場合を除き、別表第1に定める手数料に確認審査状況に応じた別表第3に定める割合を乗じて算出した額を適用する。

### **(建築設備等に関する確認の申請手数料)**

- 第5条 業務規程第46条に規定する建築設備等に関する確認申請手数料は、一の建築設備等につき次の各号に定める種別区分に応じ別表第4に定める額とする。なお、九州住宅保証が確認審査中であった計画を取り下げて概ね同一の計画を再申請し建築設備等を設置する場合は、これを計画変更として同表を適用する。
- ただし、構造方法を変更する場合は新たに設置するものの確認として同表を適用する。
- (1) 建築設備（法第87条の2において準用する場合に限る。また、次の(2)、(3)を除く）
  - (2) ホームエレベーター（法第6条第1項第4号の建築物に設置する場合で建築物の確認申請に併願するものを除く）
  - (3) 小荷物専用昇降機

### **(工作物に関する確認の申請手数料)**

- 第6条 業務規程第46条に規定する工作物に関する確認申請手数料は、一の工作物につき別表第4に定める額とする。なお、九州住宅保証が確認審査中であった計画を取り下げて概ね同一の計画を再申請し工作物を築造する場合は、これを計画変更として同表を適用する。ただし、構造方法を変更する場合は新たに築造するものの確認として同表を適用する。

### **(建築物に関する中間検査の申請手数料)**

- 第7条 業務規程第46条に規定する建築物に関する中間検査の申請手数料は、中間検査申請一件につき、当該検査を行う部分の床面積の合計の区分に応じ、別表第1に定める額とする。

### **(建築物に関する完了検査の申請手数料)**

- 第8条 業務規程第46条に規定する建築物に関する完了検査申請手数料は、完了検査申請一件につき別表第1に定める額とする。
- 2 九州住宅保証から仮使用認定を受けた建築物の完了検査の申請に係る手数料は、当該建築に係る部分の床面積の合計から、確認に要した図書のとおり施工された仮使用認定に係る部分の床面積を除き、前項の規定を適用して算出した手数料とする。
  - 3 当該建築に係る部分の全てが九州住宅保証から仮使用認定を受けた建築物であり、完成後における当該敷地内にある既存建築物又はその部分の既存の建築物の除去を含んだ完了検査の申請に係る手数料は20,000円とする。

### **(建築設備等に関する完了検査の申請手数料)**

- 第9条 業務規程第46条に規定する建築設備等に関する完了検査申請手数料は、一の建築設備等につき別表第4に定める額とする。(当該建築設備等全体の仮使用認定を九州住宅保証から受けており、設置される建築物と同時に完了検査を行う場合を除く。)

### **(工作物に関する完了検査の申請手数料)**

- 第10条 業務規程第46条に規定する工作物に関する完了検査申請手数料は、一の工作物につき別表第4

に定める額とする。当該工作物が仮使用認定を九州住宅保証から受けている場合の手数料の額は20,000円とする。(当該建築設備等全体の仮使用認定を九州住宅保証から受けており、設置される建築物と同時に完了検査を行う場合を除く。)

#### (再検査の申請手数料)

第11条 検査又は追加説明書の審査の結果、申請に係る建築物の再検査を行うこととなる場合に追加する手数料の額は、当該申請に当たって算出した手数料の額の二分の一の額とする。

#### (仮使用認定に係る申請手数料)

第12条 業務規程第46条に規定する仮使用認定に係る書類・図面審査・現場検査の手数料(以下「認定手数料」という。)は、建築物の申請一件につき、別表第5に定める額とする。

- 2 前項の規定により適用する別表第5の床面積の合計は、仮使用認定に係る建築物の部分の床面積の合計について適用する。当該認定において避難安全検証法等別表2に掲げる設計方法を適用する場合は、第2条第3項の規定を適用する。
- 3 仮使用認定を九州住宅保証で受けた建築物の認定の内容を変更して再申請する場合の認定手数料は、前項を適用して算出した額とする。ただし、仮使用部分の区画の位置に変更がなく、当該部分の変更をする場合は、前項を適用して算出した手数料の額の二分の一の額とする。床面積が増加する部分を含む場合は、当該増加する床面積以外の床面積に対し本項の規定による手数料を算出した額と、当該増加する床面積について前項の規定を適用して算出した額を合算する。
- 4 建築設備等及び工作物の認定手数料は、第5条及び第6条に規定する別表第4の完了検査手数料を適用する。

#### (検査に係る出張費)

第13条 中間検査、完了検査及び仮使用認定のために確認検査員等の職員が出張する場合、第7条から前条までの手数料の額に、別に定める「九州住宅保証株式会社確認検査業務出張費規程」(以下「出張費規程」という。)により計算した額の出張費を加算する。

- 2 検査又は追加説明書の審査の結果により、申請に係る建築物の再検査を行うため確認検査員等の職員が出張する場合は、第7条から前条までの手数料の額に対し、さらに出張費規程により計算した額の出張費を追加加算する。

#### (確認申請等手数料の増減額)

第14条 九州住宅保証は、第2条から第13条までに定める手数料の額を、種々の状況を勘案して増減額することができる。

(抹消)

#### (帳簿記載事項証明手数料ほか)

第15条 帳簿記載事項証明の手数料は1通につき2,000円、保存図書の閲覧手数料は1件につき20,000円にそれぞれ消費税額を加えた額とし、詳細は帳簿記載事項証明等取扱細則に定める。

### 附則

#### (施行期日)

1. 確認検査業務手数料規程は、平成16年6月1日から施行する。

(平成18年5月31日改訂附則)

1. 改訂後の規程は、平成18年7月1日より施行する。
2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改訂前の規定による。

(平成18年11月15日改訂附則)

1. 改訂後の規程は、平成18年1月4日より施行する。
2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改訂前の規定による。

(平成19年3月29日改訂附則)

1. 改訂後の規程は、平成19年6月20日より施行する。
2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改訂前の規定による。

(平成19年9月20日改訂附則)

1. 改訂後の規程は、平成19年10月20日より施行する。
2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改訂前の規定による。

(平成21年2月1日改訂附則)

1. 改訂後の規程は、平成21年2月1日より施行する。(業務区域の拡大による出張費の制定に伴う改訂ほか)
2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改訂前の規定による。

(平成21年4月20日改訂附則)

1. 改訂後の規程は、平成21年4月20日より施行する。
2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改訂前の規定による。

(平成24年3月1日改訂附則)

1. 改訂後の規程は、平成24年3月1日より施行する。
2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改訂前の規定による。また、平成24年2月29日までに事前審査の受付又は見積書を発行し、平成24年4月27日までに申請受付を行った物件については、改訂前の料金を適用する。

(平成25年5月13日改訂附則)

1. 改訂後の規程は、平成25年6月1日より施行する。
2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改訂前の規定による。

(平成26年4月25日改訂附則)

1. 改訂後の規程は、平成26年4月25日より施行する。
2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改訂前の規定による。

(平成27年6月1日改訂附則)

1. 改訂後の規程は、平成27年6月1日より施行する。
2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改訂前の規定による。

(平成27年9月1日改訂附則)

1. 改訂後の規程は、平成27年9月1日より施行する。
2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改訂前の規定による。

(平成29年4月1日改訂附則)

1. 改訂後の規程は、平成29年4月1日より施行する。
2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改訂前の規定による。

(平成30年4月2日改訂附則)

1. 改訂後の規程は、平成30年4月2日より施行する。
2. 前条に規定する日前に引き受けた申請については、改訂前の規定による。  
また、平成30年3月30日までに事前申請を受付した物件、平成29年4月3日から平成30年3月30日までに見積書を旧料金で発行した物件、又は平成30年3月30日までに確認済証を交付し、平成30年4月2日以降に計画変更、中間検査及び完了検査の申請を引き受ける物件は、改訂前の料金を適用する。

(別表第1-1-1) [構造計算書なし] 主要な用途が戸建住宅・長屋である建築物 (中間検査あり)

(単位: 円)

床面積の合計	確認検査の区分		
	建築確認*1	中間検査*2	完了検査*2
100㎡以内	18,000	18,000	20,000
100㎡を超え, 200㎡以内	27,000	24,000	25,000
200㎡を超え, 500㎡以内	35,000	36,000	38,000

(別表第1-1-2) [構造計算書なし] 主要な用途が戸建住宅・長屋である建築物 (中間検査なし)

(単位: 円)

床面積の合計	確認検査の区分	
	建築確認*1	完了検査*2
100㎡以内	18,000	21,000
100㎡を超え, 200㎡以内	27,000	27,000
200㎡を超え, 500㎡以内	35,000	40,000

(別表第1-2) [構造計算書なし] 主要な用途が共同住宅及び寄宿舎である建築物

(単位: 円)

床面積の合計	確認検査の区分		
	建築確認*1	中間検査*2	完了検査*2
100㎡以内	29,000	29,000	20,000
100㎡を超え, 200㎡以内	39,000	40,000	25,000
200㎡を超え, 500㎡以内	58,000	52,000	38,000

(別表第1-3) [構造計算書なし] 非住宅 (主要な用途が戸建住宅・長屋・共同住宅及び寄宿舎以外) である建築物

(単位: 円)

床面積の合計	確認検査の区分		
	建築確認*1	中間検査*2	完了検査*2
100㎡以内	32,000	38,000	24,000
100㎡を超え, 200㎡以内	43,000	45,000	48,000
200㎡を超え, 500㎡以内	64,000	64,000	68,000

(別表第1-4) [構造計算書なし] 型式部材等製造者認証 (法第68条の11) を受けた建築物

(単位: 円)

床面積の合計	確認検査の区分		
	建築確認*1	中間検査*2	完了検査*2
100㎡以内	18,000	20,000	20,000
100㎡を超え, 200㎡以内	20,000	20,000	20,000
200㎡を超え, 500㎡以内	27,000	30,000	30,000
500㎡を超え, 1,000㎡以内	52,000	52,000	61,500
1,000㎡を超え, 2,000㎡以内	80,000	85,000	100,000

\*1 天空率の審査は建築確認手数料の10%を加算します。(複数の高さ制限審査の場合も同じ)

\*2 直前の確認、確認及び中間検査を当社以外から受けている場合の中間、完了検査申請料は建築確認手数料の50%を加算します。

(別表第1-5) [構造計算書あり]木造、木造を含む混構造である建築物(用途に関わらず) \*1

(単位:円)

床面積の合計	確認検査の区分		
	建築確認*2	中間検査*3	完了検査*3
100㎡以内	168,000	38,000	20,000
100㎡を超え, 200㎡以内	177,000	44,000	25,000
200㎡を超え, 500㎡以内	185,000	56,000	38,000
500㎡を超え1000㎡以内	200,000	90,000	130,000
1000㎡を超え, 2000㎡以内	260,000	119,000	153,000
2000㎡を超え, 3000㎡以内	329,000	135,000	175,000

(別表第1-6) [構造計算書あり]住宅(主要な用途が戸建住宅・長屋・共同住宅及び寄宿舍)である建築物(木造、木造を含む混構造以外)\*1

(単位:円)

床面積の合計	確認検査の区分		
	建築確認*2	中間検査*3	完了検査*3
100㎡以内	98,000	38,000	20,000
100㎡を超え, 200㎡以内	107,000	44,000	25,000
200㎡を超え, 500㎡以内	115,000	56,000	38,000
500㎡を超え, 1,000㎡以内	130,000	90,000	130,000
1,000㎡を超え, 2,000㎡以内	190,000	119,000	153,000
2,000㎡を超え, 3,000㎡以内	279,000	145,000	189,000
3,000㎡を超え, 4,000㎡以内	334,000	167,000	210,000
4,000㎡を超え, 5,000㎡以内	379,000	189,000	232,000
5,000㎡を超え, 6,000㎡以内	420,000	205,000	263,000
6,000㎡を超え, 7,000㎡以内	454,000	223,000	290,000
7,000㎡を超え, 8,000㎡以内	472,000	233,000	302,000
8,000㎡を超え, 10,000㎡以内	491,000	243,000	315,000
10,000㎡を超え, 15,000㎡以内	527,000	265,000	341,000
15,000㎡を超え, 20,000㎡以内	563,000	295,000	371,000
20,000㎡を超え, 30,000㎡以内	708,000	362,000	449,000
30,000㎡を超え, 40,000㎡以内	753,000	397,000	485,000
40,000㎡を超え, 50,000㎡以内	826,000	450,000	539,000
50,000㎡を超え, 100,000㎡以内	1,142,000	663,000	784,000
100,000㎡を超えるもの	1,512,000	950,000	1,155,000

\*1 エキスパンションジョイント等による複数の建築物の審査、増築等に関する審査手数料は別途定めています。(第2条参照)

\*2 天空率の審査は建築確認手数料の10%を加算します。(複数の高さ制限審査の場合も同じ)

\*3 直前の確認、確認及び中間検査を当社以外から受けている場合の中間、完了検査申請料は建築確認手数料の50%を加算します。

(別表第1-7) [構造計算書あり]非住宅(主要な用途が住宅・長屋・共同住宅及び寄宿舎以外)である建築物(木造、木造を含む混構造以外) \*1

(単位:円)

床面積の合計	確認検査の区分		
	建築確認*2	中間検査*3	完了検査*3*4
100㎡以内	98,000	38,000	24,000
100㎡を超え, 200㎡以内	107,000	45,000	48,000
200㎡を超え, 500㎡以内	115,000	64,000	68,000
500㎡を超え, 1,000㎡以内	133,000	106,000	133,000
1,000㎡を超え, 2,000㎡以内	209,000	137,000	186,000
2,000㎡を超え, 3,000㎡以内	297,000	173,000	225,000
3,000㎡を超え, 4,000㎡以内	370,000	196,000	247,000
4,000㎡を超え, 5,000㎡以内	425,000	220,000	274,000
5,000㎡を超え, 6,000㎡以内	471,000	236,000	307,000
6,000㎡を超え, 7,000㎡以内	516,000	255,000	347,000
7,000㎡を超え, 8,000㎡以内	530,000	264,000	359,000
8,000㎡を超え, 10,000㎡以内	545,000	274,000	372,000
10,000㎡を超え, 15,000㎡以内	584,000	297,000	410,000
15,000㎡を超え, 20,000㎡以内	656,000	332,000	459,000
20,000㎡を超え, 30,000㎡以内	797,000	417,000	554,000
30,000㎡を超え, 40,000㎡以内	843,000	451,000	600,000
40,000㎡を超え, 50,000㎡以内	918,000	510,000	664,000
50,000㎡を超え, 100,000㎡以内	1,269,000	760,000	862,000
100,000㎡を超えるもの	1,718,000	1,128,000	1,227,000

\*1 エキスパンションジョイント等による複数の建築物の審査、増築等に関する審査手数料は別途定めています。(第2条参照)

\*2 天空率の審査は建築確認手数料の10%を加算します。(複数の高さ制限審査の場合も同じ)

\*3 直前の確認、確認及び中間検査を当社以外から受けている場合の中間、完了検査申請料は建築確認手数料の50%を加算します。

\*4 建築物省エネ法に係る省エネ基準適合性判定を要する場合の完了検査の手数料は、20% (直前の省エネ基準適合性判定を当社以外から受けている場合は40%)を加算します。また、一定範囲内の省エネ性能が減少する変更(ルートB)の審査手数料は、当社「建築物省エネ判定業務規程」の適合判定料金の30%を加算します。

(別表第2-1) 建築物に関する確認申請手数料付加分

(単位:円)

対象床面積の合計	適用方法		
	避難安全検証法	耐火・防火区画	限界耐力計算法
2,000㎡以内	40,000	40,000	40,000
2,000㎡を超え, 10,000㎡以内	70,000	70,000	70,000
10,000㎡を超えるもの	100,000	100,000	100,000

(別表第2-2) 建築物に関する確認申請手数料付加分

(単位:円/箇所)

対象面積	適用方法	
	特定天井を設ける場合	落下防止措置を講じる場合
200㎡を超え500㎡以内のもの	120,000	240,000
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	180,000	360,000
1,000㎡を超えるもの	240,000	480,000

(別表第2-3) 建築物に関する確認申請手数料付加分

ルート2基準審査	当該基準に係る部分の床面積の合計に対する建築確認手数料の20%
構造計算適合性判定物件	申請図書整合性審査手数料 15,000円/一申請につき



(別表第3) 建築物に関する確認申請取下げ手数料

床面積の合計	確認審査状況		
	確認審査着手前	確認審査中	確認審査終了
500㎡以内	手数料の100%		
500㎡を超えるもの			

(別表第4) 建築設備・工作物の申請手数料

(単位：円)

	申請に係る規模 (昇降機等にあつては台数、 工作物にあつては高さ)	確認検査の区分		
		確認	計画変更	完了検査 *1
建築設備 (ホームエレベーター・小荷物昇降機を除く)	1台あたり	19,000	11,000	28,000
ホームエレベーター	1台あたり	13,000	8,000	20,000
小荷物専用昇降機		8,000	6,000	16,000
工作物	4メートル以内のもの	20,000	19,000	20,000
	4メートルを超え、 10メートル以内のもの	41,000	39,000	39,000
	10メートルを超えるもの	76,000	74,000	61,000

(別表第5) 建築物に関する仮使用認定申請手数料 \*1

(単位：円)

対象床面積の合計	建築物の用途		
	住宅 (主要な用途が戸建住宅・長屋・共同住宅及び寄宿舎)	非住宅 (左欄以外)	型式部材等製造者認証 (法第68条の11) を受けた建築物
100㎡以内	24,000	28,000	24,000
100㎡を超え、200㎡以内	30,000	57,000	24,000
200㎡を超え、500㎡以内	45,000	81,000	36,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	156,000	159,000	73,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	183,000	223,000	120,000
2,000㎡を超え、3,000㎡以内	226,000	270,000	
3,000㎡を超え、4,000㎡以内	252,000	296,000	
4,000㎡を超え、5,000㎡以内	278,000	328,000	
5,000㎡を超え、6,000㎡以内	315,000	368,000	
6,000㎡を超え、7,000㎡以内	348,000	416,000	
7,000㎡を超え、8,000㎡以内	362,000	430,000	
8,000㎡を超え、10,000㎡以内	378,000	446,000	
10,000㎡を超え、15,000㎡以内	409,000	492,000	
15,000㎡を超え、20,000㎡以内	445,000	550,000	
20,000㎡を超え、30,000㎡以内	538,000	664,000	
30,000㎡を超え、40,000㎡以内	582,000	720,000	
40,000㎡を超え、50,000㎡以内	646,000	796,000	
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	940,000	1,034,000	
100,000㎡を超えるもの	1,386,000	1,472,000	

\*1 直前の確認、確認、中間検査及び仮使用認定を当社以外から受けている場合は建築確認手数料の50%を加算します。